

報告第 1 号 監査報告書

報告第1号

監査報告書

定款第24条第1項の規定により、本土地改良区の令和4年度中間監査を執行したので、その内容及び結果を下記のとおり報告します。

令和4年12月20日

海部土地改良区 理事長 中野 治美 殿

総括監事

渡邊好雄



監事

渡邊好子



監事

渡邊勝



記

定期監査

- | | |
|------------|---|
| 1 監査日及び場所 | 令和4年12月20日 海部土地改良区会館 |
| 2 監査事項及び結果 | 令和4年度を対象年度（令和4年4月1日から令和4年11月30日）とし、監事監査簿に基づいて監査したところ、業務運営、事業及び会計経理に関する事項は、適正に処理されている。 |

報告第2号 理事会で決定された事項及びその他報告事項について

理事会決定事項	・・・	1 請負工事入札（見積）執行調書の承認について・・・	(57)
		2 パートタイマー就業規則の制定について・・・	(59)
		3 会館大会議室管理及び使用に関する規程の一部改正について・・・	(69)
		4 令和5年度配水計画について・・・	(70)

請負工事入札（見積）執行調書の承認について

請負工事入札(見積)執行調書

(令和4年8月1日～令和5年1月31日)

整理 番号	契約 種別	工事名	地区名	工事場所	通知 日	開 札 日	予定価格		最低制限価格		落 札 額	請 負 率	請 負 金 額	契 約 日	工 期 （ 始 ）	工 期 （ 終 ）	入 札 回 数	指 名 （ 参 加 ） 業 者 数	(株)加藤組		昭和電機工 業㈱		吉田工機(株)		豊耕機(株)		(株)守谷商会		(株)千代田組	
							(税込) 入札書 比較価格 (税抜)	(税込) 入札書 比較価格 (税抜)	(税込) 入札書 比較価格 (税抜)	(税込) 入札書 比較価格 (税抜)									入札価格 順位	入札価格 順位	入札価格 順位	入札価格 順位	入札価格 順位	入札価格 順位	入札価格 順位	入札価格 順位				
1	随意 契約	管水路補修工事	光西 (1)	津島市寺前町 地内始め4ヶ所	—	—	1,309,000	1,190,000	—	—	1,120,000	94.12%	1,232,000	R4.8.8	R4.6.9	R4.8.8	—	緊急 工事	1,120,000	1										
2	随意 契約	管水路補修工事	市江 (1)	愛西市落合町 地内始め7ヶ所	—	—	1,533,400	1,394,000	—	—	1,278,000	91.68%	1,405,600	R4.8.8	R4.6.9	R4.8.8	—	緊急 工事	1,278,000	1										
3	随意 契約	飛島分水工電気設 備改修工事	飛島 用水	飛島村元起一 丁目地内	—	—	341,000	310,000	—	—	285,000	91.94%	313,500	R4.9.21	R4.7.28	R4.9.21	—	緊急 工事			285,000	1								
4	指名 競争 契約	令和4年度 単独土 地改良事業 木曽川 用水地区 高圧受電 施設整備工事	木曽 川用水	赤倉市鎌倉町 地内	R4.9.12	R4.9.28	9,229,000	8,390,000	7,383,200	6,712,000	8,100,000	96.54%	8,910,000	R4.9.28	R4.9.29	R5.3.24	1	5			8,100,000	1	9,300,000	5	8,300,000	3	8,200,000	2	8,700,000	4
契約金額																			2,637,800		9,223,500		0		0		0			
請負件数																			2件		2件		0件		0件		0件			
請負率																			92.90%		94.24%		0.00%		0.00%		0.00%			

パートタイマー就業規則の制定について

海部土地改良区パートタイマー就業規則

海 部 土 地 改 良 区

海部土地改良区パートタイマー就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、海部土地改良区のパートタイマー（以下「パート」という。）の労働契約によって採用された者の就業及び労働条件に関する必要事項を定めたものである。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(パートの定義)

第2条 パートとは、1年以内の雇用期間を定めた雇用契約を締結して雇い入れた者で、原則として1日もしくは1週間又は1ヶ月の労働時間が正規職員よりも短く、臨時の補助的な業務に従事する者をいう。

2 パートについては次のとおり区分する。

(1) 一般パート 第4条第1項の規定により採用した者

(2) 継続パート 一般パートを第4条第2項の規定により継続採用した者

(3) 特別パート 海部土地改良区の定年退職継続雇用を退職した者、海部土地改良区を定年退職した者及び海部土地改良区が必要とする専門的知識を有する者として採用した者

3 臨時の補助的な業務とは、正規職員の管理下のもとに行い、その責任の程度は正規職員と異なる。

(規則遵守の義務)

第3条 パートは、この規則を守り、誠実にその義務を履行し、相互に協力して業務の遂行に努めなければならない。

第2章 採用と服務

(採用)

第4条 海部土地改良区は、就職を希望する満18歳以上の者の中から、業務上の必要にもとづいて、適任者を書類選考及び面接のうえ決定し、一般パートとして採用する。ただし、採用後2ヶ月間は試用期間とする。

2 前項の者について、60歳に達した日以降に雇用契約の更新をする者は、継続パートとして採用する。

(雇用契約)

第5条 パートの雇用期間は1年以内とし、別紙1の様式（雇用承諾書）において定める。

2 前項の雇用契約は、海部土地改良区の業務の必要性、進捗状況、経営状況及び本人の実績、能力を考慮して更新することができる。

3 パートの雇用契約は、別紙1の様式（雇用承諾書）で行うとともに、採用時には別紙2の様式（身上調書）を提出しなければならない。

（服務上の心得）

第6条 パートは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 監督者の指示に従い与えられた仕事に精励すること
- (2) 設備、資材、消耗品等、海部土地改良区の施設や物品を大切に扱うこと
- (3) 整理整頓に心がけ、火災、盗難の防止に努めること
- (4) 海部土地改良区の信用や名誉を損ない、業務上の損害を与えることをしないこと
- (5) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと

第3章 勤務

（勤務時間及び休憩時間）

第7条 パートの勤務時間及び休憩時間は、原則として下記の定めによる。

ただし、この定めによりがたいときは、個別の雇用契約にする。

始業時間 午前9時00分

終業時間 午後5時00分

休憩時間 午後0時から午後1時まで

（勤務日数及び所定勤務時間）

第8条 勤務日数及び所定勤務時間は、原則として下記の定めによる。

ただし、この定めによりがたいときは、個別の雇用契約にする。

(1) 一般パート

週5日、1日の所定勤務時間は7時間とし、1週35時間とする。

(2) 継続パート

週5日、1日の所定勤務時間は7時間とし、1週35時間とする。

(3) 特別パート

週5日、1日の所定勤務時間は7時間とし、1週35時間とする。

（始業、終業時間等の変更）

第9条 前条の始業時間、終業時間及び休憩時間は、必要に応じこれを変更することがある。

（出勤の記録）

第10条 パートは、出勤簿によって出退勤の記録をしなければならない。

（欠勤、遅刻、早退の届出）

第11条 病気その他やむを得ない理由によって、欠勤、遅刻、もしくは早退するときは、事前に所属長に届け出なければならない。

第4章 休日及び休暇

(休日)

第12条 休日は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(休日の変更)

第13条 前条の休日は、業務の都合によりやむを得ない場合には、予告のうえ他の日に変更することができる。

(特別休暇)

第14条 パートが次の各号に該当し、事前に請求したときは、特別休暇を与える。

ただし、(1)号は無給とする。

- (1) 出産するとき：産前6週間（多胎妊娠14週間）産後8週間（ただし6週間を過ぎ医師の認める業務に就業する期間は除く。）
- (2) 次の親族が死亡したとき
 - ア 配偶者、子の場合 ----- 5日以内
 - イ 父母、配偶者の父母の場合 ----- 3日以内
 - ウ 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の祖父母(同居)の場合 ----- 2日以内日数は願い出に基づき承認された最初の日から始まる。

- (3) 結婚したとき

結婚の日5日前から結婚の日後1ヶ月を経過するまでの間で継続して5日間以内。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、毎年4月1日を基準日とする。

- 2 取得日数については、労働基準法第39条を準用し、別紙1の様式（雇用承諾書）により定める。
- 3 試用期間中の年次有給休暇は付与しない。

本採用となったときには試用期間採用月による年次有給休暇を付与する。
- 4 年次休暇は1日を単位として与える。ただし、請求があった場合は1時間を単位として与える。
- 5 1時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、所定勤務時間をもって1日の単位とする。

(有給休暇の請求手続)

第16条 年次有給休暇を受けようとする者は、原則として事前に申し出なければならない。

- 2 事前の請求の日に休暇を与えることが業務に支障のある場合は、他の日に変更させることが

できる。

第5章 給与

（賃金の決定）

第17条 パートの賃金は、別紙1の様式（雇用承諾書）により定める。

（諸手当）

第18条 時間外勤務手当、通勤手当以外の手当は支給しない。

ただし、この定めによりがたいときは、個別の雇用契約にする。

（通勤手当）

第19条 パートの通勤手当は、正規職員に準じて支給し、下記算定方法により支給する。

（1）公共交通機関利用者

1ヶ月の定期の額×1/21（10円未満切り捨て）

（2）交通用具利用者

正規職員に係る月手当額（一般扱い距離に応じて）×1/21（10円未満切り捨て）

（3）併用者

上記の（1）＋（2）

（賞与）

第20条 パートには、賞与を、別に定める支給規程により年2回支給することがある。

（昇給）

第21条 第17条により定めた賃金は、契約期間中昇給しない。

（社会保険の加入）

第22条 健康保険、厚生年金、雇用保険について加入するものとする。ただしパートでその勤務時間や勤務日数によっては加入しない。

（賃金の計算期間及び支給日）

第23条 賃金は当月の1日から当月の末日までを一賃金計算期間として、翌月16日に支給する。

2 支給の日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支給する。

（欠勤控除）

第24条 欠勤、遅刻、早退及び私用の外出等により、所定勤務時間を勤務しなかった場合の賃金は、勤務しなかった時間に相当する金額を控除して支払う。

第6章 正規職員への転換

第25条 下記の要件のすべてを満たす一般パートを正規職員に転換させることがある。

2 転換時期は原則として毎年4月1日とする。

3 転換させる場合の要件は以下のとおりとする。

（1）勤続3年以上で、正規職員と同様の業務内容・勤務時間・人事異動等が可能で、正規職員へ

の転換を希望する者。

(2) 事務局長の推薦があり、正規職員登用試験（筆記・面接）に合格した者。

(3) 職種によっては資格が必要な場合がありその資格を有する者。

4 前号(2)の正規職員登用試験の実施時期は、事前に全員の一般パートに告知する。

第7章 無期雇用契約への転換

第26条 雇用期間が通算で5年を超えて反復更新された場合は、現在締結している雇用契約期間から満了日の1ヶ月前までに無期限雇用契約転換申出書により、次の更新以降、無期雇用契約に転換することができる。

2 前項の5年のカウントは施行日（令和5年4月1日）以後に開始する有期雇用契約を対象とする。なお、有期雇用契約と有期雇用契約の間に空白期間が6ヶ月以上あるときは、その空白期間より前の有期雇用契約は5年のカウントに含めない。

3 転換時期は原則として毎年4月1日とする。

4 無期雇用契約の労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期雇用契約と同一とする。

5 同条1項の申し出をしなかったときは、次の更新以降でも無期雇用期間への転換の申し出ができる。

第8章 退職と解雇

（一般退職）

第27条 パートが次の各号に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、パートとしての身分を失う。

(1) 退職を願い出て理事長が承認したとき

(2) 前項の承認がなく、退職願を提出して14日を経過したとき（民法第627条第1項及び第2項）

(3) 死亡したとき

(4) 雇用期間が満了し、更新しないとき

(5) 解雇されたとき

(6) 行方不明となり、1ヶ月以上連絡が取れないときで、解雇手続きを取らない場合。1ヶ月を経過したとき。

2 前項第1号の退職願は、パートが退職しようとする日の少なくとも30日前までに理事長に提出しなければならない。

3 第4条第2項により継続勤務しているパートの雇止めをするときは、少なくとも契約期間満了の30日前までにその予告をしなければならない。

（定年退職及び雇止め）

第28条 第26条により無期雇用契約している一般パートの定年は、60歳とする。

2 前項の一般パートは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職とする。

3 継続パート及び特別パートは、第5条の雇用契約により雇用するが、継続パートは、65歳、特別パートは70歳を超えるときは原則として、新たな労働契約は締結しない。

4 前項の規定にかかわらず海部土地改良区が特に必要と認める場合は、引き続き、継続パート、特別パートとして雇用することがある。

(解雇)

第29条 パートが、次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 1ヶ月を通じ5日以上無断欠勤し、情状が認められないとき
- (2) 監督者の指示に従わず、職場秩序を乱したり、不都合な行為があったとき
- (3) 勤務が怠慢で技能や労働能力が著しく劣るとき
- (4) 精神または身体の傷害により業務にたえられないとき

(物品の返納)

第30条 パートが、退職または解雇されたときは、健康保険証、制服その他海部土地改良区から貸与されたすべての物品をただちに返納しなければならない。

(相談窓口)

第31条 雇用管理の改善等に関する事項に関し、その相談窓口は庶務課とし、その責任者は事務局長とする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 1

雇 用 承 諾 書

海部土地改良区理事長 様

1. 雇用者名
2. 雇用期間
3. 勤務場所及び勤務内容
4. 勤務時間
5. 休憩時間
6. 勤務日数
7. 休日
8. 賃金
9. 交通費
10. 支払方法
11. 賞与
12. 社会保険
13. 年次有給休暇
14. 補則

上記の条件について承諾します。

年 月 日 住 所

氏 名

⑩

身 上 調 書

ふりがな		年 月 日生 (歳)
氏 名		

ふりがな	
住 所	
電 話	

住居種別	自宅 アパート その他 ()
通勤方法	マイカー 鉄道 自転車 その他 ()

最終学歴	学校名 (科名)	卒業 (中退)
		年 月 日 卒業 中退

職歴	勤務先 (所在地)	勤続年数・職務内容
		年 月まで 年 ケ月間 ()
		年 月まで 年 ケ月間 ()
		年 月まで 年 ケ月間 ()

家族構成	①両親、兄弟、姉妹、配偶者、子については全員を書いてください。 ②同居の家族があるときは、その氏名も書いてください。 ③居住欄は、同居の者は○、別居者は×で示してください。			
	氏 名	生年月日	続柄	居住

特記事項	

※免許、その他特記事項があれば書いてください。

会館大会議室管理及び使用に関する規程の一部改正について

会館大会議室管理及び使用に関する規程

変 更 後		現 行													
別 表		別 表													
<table><tr><td>午前9時 から 正午</td><td>午後1時 から 午後5時</td><td>午前9時 から 午後5時</td></tr><tr><td>15,000円</td><td>15,000円</td><td>30,000円</td></tr></table>		午前9時 から 正午	午後1時 から 午後5時	午前9時 から 午後5時	15,000円	15,000円	30,000円	<table><tr><td>午前9時 から 正午</td><td>午後1時 から 午後5時</td><td>午前9時 から 午後5時</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>7,000円</td><td>10,000円</td></tr></table>		午前9時 から 正午	午後1時 から 午後5時	午前9時 から 午後5時	5,000円	7,000円	10,000円
午前9時 から 正午	午後1時 から 午後5時	午前9時 から 午後5時													
15,000円	15,000円	30,000円													
午前9時 から 正午	午後1時 から 午後5時	午前9時 から 午後5時													
5,000円	7,000円	10,000円													
備考		備考													
1 使用料に併せて消費税相当額を徴収する。		1 使用料に併せて消費税相当額を徴収する。													

附則 1 この変更規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度配水計画について

別添資料のとおり

令和5年度

配水計画

海部土地改良区

1. 目 的

営農作付体系にもとづく、用水管理の合理化と農用地の高度利用をはかるための配水管理を目的とする。

2. 組 織

- (1) 前項の目的を達成するため管理区を設定し、それぞれの管理区に管理班を設ける。
別添 海部土地改良区配水管理図参照〔資料1〕
- (2) 管理区に区長1名を置き、管理区の配水業務執行責任者とする。管理班は班長1名を置き、末端地域までの配水にあたる。
- (3) 管理区長は理事長が選任し、班長は関係区長の推薦に基づき理事長が委嘱し、任期は原則としてそれぞれ2カ年とする。

3. 管理要領

別添のとおり。

令和5年度配水管理要領

1. 配水区域

配水は海部土地改良区の用水受益地を対象とする。

2. かんがい期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間とし、4月1日から9月30日までを夏季期間、10月1日から翌年3月31日までを冬季期間とする。

3. 配水計画

(1) 理事会は関係管理区長の意見聴取のうえ、通水前に全期間の配水計画を樹立し、関係管理区長を経て各管理班長に通知する。

(2) 配水計画には、各管理区毎に前年度実績及び営農体系に基づく配水期間および面積を示すものとする。

別添 夏季配水計画参照〔資料2〕

4. 配水の申込み

(1) 管理班長は班内の配水希望日とそのかんがい面積をとりまとめ、配水希望日の前日10時までに管理区長に申込むものとする。

(2) 管理区長は各々の管理班長からの申込みをとりまとめ、配水計画に基づき管理区内を調整のうえ、海部土地改良区事務局に配水希望日の前日12時までに申込むものとする。

- (3) 海部土地改良区事務局は各管理区長からの申込みに基づき調書（別添様式）にとりまとめ、独立行政法人水資源機構木曽川用水総合管理所 管理課に配水希望日の前日 15 時までに申込むものとする。
- (4) 独立行政法人 水資源機構木曽川用水総合管理所 管理課は海部土地改良区事務局からの申込みに基づき水量を計算し、海部土地改良区事務局に調書（別添様式）により通報する。
- (5) 海部土地改良区事務局は（4）の通報があった水量を必要に応じて関係管理区長に通知する。

5. 配水の方法

- (1) 各管理区長は、その管理区内に木曽川用水事業以外の事業により造成された施設がある場合はその管理者、木曽川用水施設のうち農業専用施設の管理に関する委託協定並びに木曽川用水関連土地改良事業施設の管理に関する委託協定を締結した施設がある場合はその管理者と、それぞれ協議のうえ管理区内の配水を行う。

なお 1 支線に 2 以上の管理区がある場合は、関係管理区長において協議のうえ行うものとする。

- (2) 4. による配水は原則として 24 時間とする。

- (3) 通水中に降雨のあった場合は、次の基準により配水量の調節を図るものとする。

降雨量 (mm)	計 画 配 水 量				
	当 日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目
5 ～ 10	1/2 又は 1	1	1	1	1
10.1 ～ 20	1/2	1/2 又は 1	1	1	1
20.1 ～ 30	0	1/2	1/2 又は 1	1	1
30.1 以上	0	0	1/2	1/2 又は 1	1

なお大雨が予想される場合は事前に関係機関が協議し、措置を講ずるものとする。

- (4) 大雨が予想される場合において分水路を閉じた管理班管理区で再通水を希望する場合は配水申込みを行う。

6. ポンプ場電力の申込み

- (1) ポンプ場の電力の接続および休止時期については海部土地改良区事務局が各関係管理区長の申入れにより、各管理者と協議し中部電力に申請する。

ただし、他事業により施工したポンプ場については各管理区長がその管理者に依頼して行う。

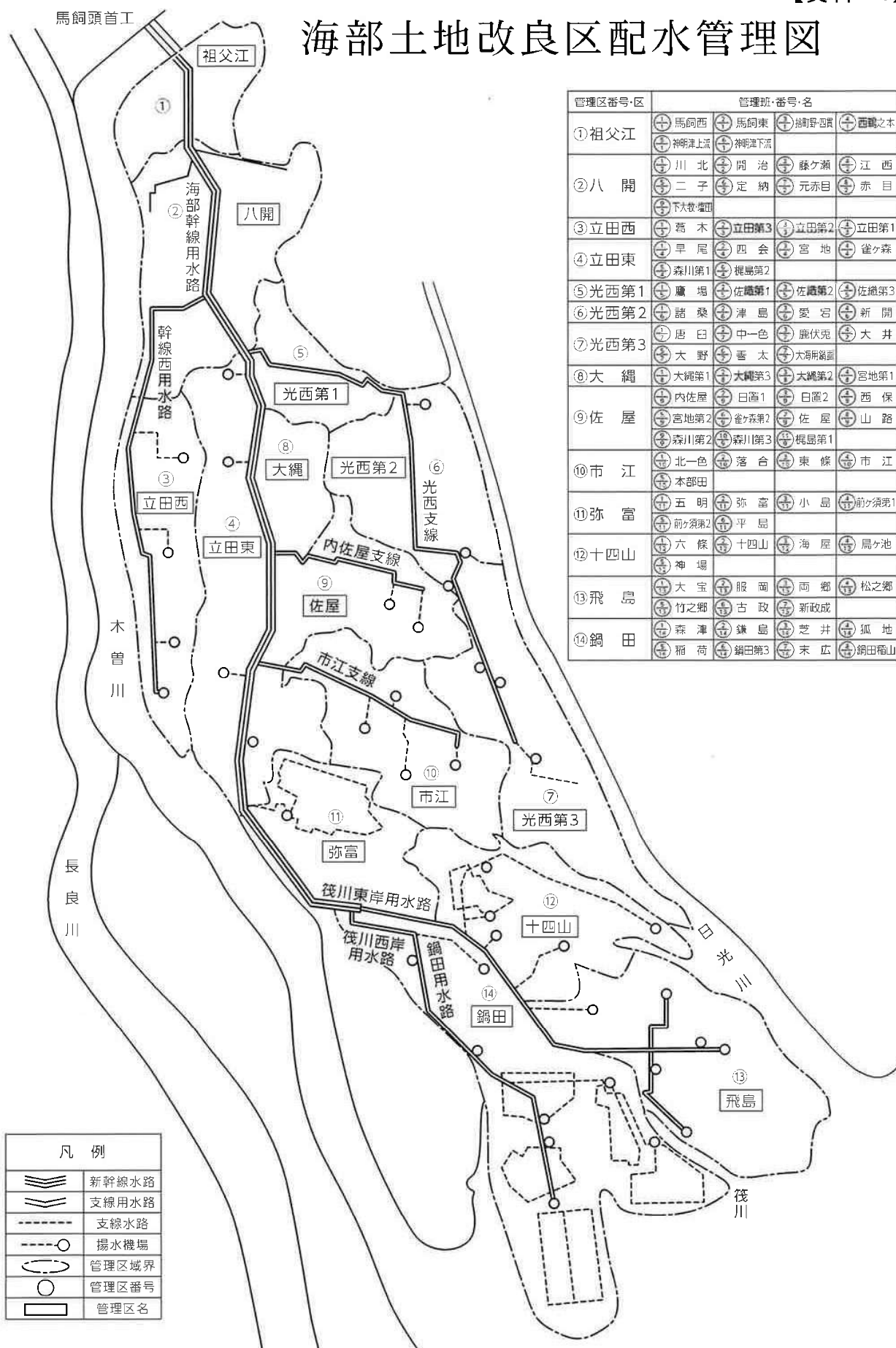
【別紙様式】

木曾川用水（濃尾第二地区）農業用水配水予定表

令和 年 月 日

管理 区名	No.	分 水 工 名	配 水 時 間	配 流 水 量 (m^3/S)	日配水量 (m^3)	管理 区名	No.	分 水 工 名	配 水 時 間	配 流 水 量 (m^3/S)	日配水量 (m^3)
祖 父 江	1	馬 飼 西				佐 屋	35	森 川 才 二			
	2	馬 飼 東					36	森 川 才 三			
	3	捨 町 野					37	梶 島 才 一			
	4	西 鶴 之 本						小 計			
	5	神 明 津 上 流					38	市 江			
	6	神 明 津 下 流						小 計			
八 開		小 計				市 江					
	7	川 北					39	西 保			
	8	開 治						小 計			
	9	藤 ケ 瀬					40	五 明			
	10	江 西				弥	41	東 柳			
	11	二 子					42	弥 富			
	12	定 納					43	小 島			
	13	赤 目					44	前 ケ 須 才 一			
立 開		小 計					45	前 ケ 須 才 二			
	14	幹 線 西				富	46	平 島 才 一			
	15	早 尾					47	平 島 才 二			
	16	早 尾 下 流						小 計			
	17	下 一 色				十 四 山	48	十 四 山			
	18	四 会					49	鳥 ケ 地			
	19	パイプライン					50	神 戸			
	20	宮 地 才 三						小 計			
田	21	雀 ケ 森 才 一				飛 島	51	大 宝			
	22	雀 ケ 森 才 三					52	重 宝			
	23	森川才一					53	飛 島			
	24	パイプライン						小 計			
	25	梶 島 才 二				鍋 田	54	筏 川 西 岸			
		小 計						小 計			
光 西	26	光 西				愛 知 県 合 計					
		小 計				三 重 県	55	長 島			
大 縄	27	大 縄 才 一					56	木 曾 岬			
	28	大 縄 才 二				三 重 県 合 計					
	29	宮 地 才 一				合 計					
		小 計									
佐 屋	30	内 佐 屋				幹 線 西	No.	分水工名	配水時間	配水流量(m^3/S)	特 記 事 項
	31	宮 地 才 二					57	東 赤 目			
	32	雀 ケ 森 才 二					58	西 赤 目			
	33	佐 屋					59	下 山			
	34	山 路					60	下 大 牧			
							61	塩田才一			
							62	塩田才二			
							63	枝 郷			

海部土地改良区配水管理図



令和5年度夏季配水計画

【資料 2】

[illegible]

令和4年度 取水実績(夏季用水)

